

# 第 157 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 24 年 3 月 22 日（木）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

第 156 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

### 3 議案審議（7 件）

議案第 2253 号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

議案第 2254 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2255 号 仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定について

議案第 2256 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2257 号 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について

議案第 2258 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2259 号 石巻広域都市計画公園の変更について

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 第157回宮城県都市計画審議会出席委員

安藤ひろみ	医療法人社団良仁会ウィメンズクリニック金上副院長
大村虔一	建築家
大山弘子	東北緑化環境保全（株）環境事業部課長
萱場市子	農業
佐藤政典	（社）宮城県建設センター理事長
佐藤憲雄	東北農政局長（代理）
徳山日出男	東北地方整備局長（代理）
森田幸典	宮城県警察本部長（代理）
奥山恵美子	宮城県市長会会長（代理）
菊地恵一	宮城県議会議員
長谷川敦	宮城県議会議員
内海太	宮城県議会議員
佐藤正昭	宮城県市議会議長会会長

（以上13名）

## 1 開 会

### （1）新任委員の紹介

○事務局（鈴木総括） それでは、ただいまから第 157 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。議事に入ります前に、前回の審議会以降に 2 名の委員に委嘱替えがございましたので、ご紹介申し上げます。

宮城県警察本部長の森田幸典委員でございます。本日は代理といたしまして、宮城県警察本部交通部交通規制課の小畑徳義様が出席されております。

宮城県議会議員の内海太委員でございます。

### （2）会議の成立

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の定足数についてでございますが、本日は代理出席の方を含めまして、13 名の委員のご出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席表に記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、本日の会議の公開の扱いでございますが、本日も審議いただきます 7 件の議案はいずれも非公開とする議案に該当しておりませんので、審議はすべて公開とさせていただきます。

次に、傍聴される方をお願いいたします。会議の傍聴にあたりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願いいたします。

それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、大村会長よろしくをお願いいたします。

### （3）議事録署名人の指名

○大村議長 それでは、ただいまから議事に入ります。

初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。大山委員と菊地委員をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

## 2 前回議案の処理報告

○大村議長 続いて、前回の第 156 回審議会の議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回の議案の処理状況につきましてご報告いたします。お手元の議案書の 3 ページをご覧ください。前回第 156 回の審議会におきまして、議案第 2251 号他 1 件につきましてご審議いただきました。資料右欄に記載のとおり、審議結果に基づき所定の手続きを全て完了しておりますことをご報告いたします。

○大村議長 以上の報告につきまして、何か御質問等ございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○大村議長 それでは、以上で第 156 回審議会における議案の処理報告を終わります。

### 3 議案審議

#### 議案第 2253 号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

○大村議長 それでは、議案の審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2253 号から第 2259 号の 7 件となっております。

それでは、議案第 2253 号について事務局から説明をお願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2253 号「宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について」を御説明いたします。

議案書の 5 ページをお開きください。本議案は、本般制定されました東日本大震災復興特別区域法において、都道府県都市計画審議会の議を経なければならない事項が規定されたために、その審議の方法を定めるため、宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部を改正するものでございます。

議案書の 6 ページをお開きください。こちらに新旧対照表を載せておりますが、宮城県都市計画審議会議事運営規則第 6 条「審議の方法」に第 3 項を追加しております。読み上げさせていただきますと、「議案が東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 7 項の規定による復興整備計画に記載しようとする都市計画の決定又は変更に係るものである場合における審議の方法は、最初に幹事に議案の概要及び同条第 5 項の規定による意見書の提出がある場合はその要旨を説明させ、次に委員がその議案について討議し、最後に評決に付することによって行う。」というものであります。

ここで、本議案の前提となります東日本大震災復興特別区域法の概要につきまして御説明申し上げたいと思います。参考資料の 1 ページをご覧ください。東日本大震災復興特別区域法、いわゆる「復興特区法」でございますが、東日本大震災からの復興に向けました取組の推進を図り、もって東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と、活力ある日本の再生に資することを目的といたしまして、去る平成 23 年 12 月 26 日に施行されております。「復興特区法」につきましては、3 つの計画とそれに連なる各種の特例措置から構成されております。その 3 つの計画とは、1 ページ上の図の中ほどにございます「復興推進計画」、「復興整備計画」、そして「復興交付金事業計画」、この 3 つの計画となっております。1 ページの下表に、この 3 つの計画それぞれの趣旨、計画を策定することによって受けられる特例措置、あるいは計画の策定体制等を整理してございます。

「復興推進計画」はいわゆる総合特区の流れをひくものでございまして、個別の規制や手続きの特

例、税制上の特例を受けるための計画でございます。本県では現在まで、税制上の特例の「民間投資促進特区」に関します「復興推進計画」の認定を受け、新規立地企業に対する法人税を5年間免除するなどの特例を設けたところでございます。

2番目の「復興整備計画」でございますが、これが本都市計画審議会での審議が必要な計画となります。これは、復興整備事業を迅速に行うため、許可の特例でありますとか、これらの手続きのワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画となっております、次に詳しく御説明したいと思っております。

最後の「復興交付金事業計画」につきましては、著しい被害を受けた地域の復興に必要な復興交付金事業に関する計画となっております、本県及び各市町では1月の末に第1次計画を国に対して提出したところ、今月になりまして防災集団移転促進事業等に対しまして1,162億円の交付可能額の通知を受けたところでございます。

参考資料の2ページをご覧ください。ここでは、「復興整備計画」を策定することによって受けられます特例について、もう少し詳しく御説明しております。上の図は土地利用再編の特例の説明でございますが、事業に必要な許可の特例といたしまして、①の「事業実施のために必要な許可が得られない」といった現状課題に対しまして、市街化調整区域におきます開発行為あるいは農地転用等について特例的に許可されることとなっております。「新しいタイプの事業制度の創設」といたしまして、③「住宅地と農地が混在するなど被災地の実態に即した事業手法が必要である」といった現状課題に対しまして、例えば「市街化調整区域でも土地区画整理事業が実施可能となる」などの特例を設けているところでございます。下の図は「事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化」で、通常、事業実施のためには複数の許可が必要となりますけれども、この復興特区法では、ここに会議を行っているイラストがございますけれども、許認可権を有する者が一同に会しました「復興整備協議会」を開催いたしまして、ここで協議あるいは同意することによって事業に必要な許可があったものとして取り扱うこととしております。都市計画決定につきましてもワンストップで処理可能といたしますけれども、2ページ下の図の復興整備協議会のイラストの右に丸印で記載しておりますが、「必要に応じて国への協議、公聴会、公告・縦覧等の手続きを経ること」となっております、都市計画決定にあたりましては、公告・縦覧そして都市計画審議会等の手続きは省略されないということになっております。参考資料3ページをご覧ください。こちらが「復興整備計画」で都市計画決定を処理しようとした場合のフローの例となっております。下の都道府県決定の都市計画のフローにございますとおり、2週間の公告・縦覧、都道府県都市計画審議会が必要となっております。参考資料の4ページ、5ページをご覧ください。こちらが東日本大震災復興特別区域法の抜粋となっております、5ページでございますが、第48条第7項に「都道府県都市計画審議会の議を経なければならないこと」が規定されております。その他の条件につきましては後ほどご確認いただければと思います。

なお、本議案が承認されましたならば、さっそく本日の議案第2255号から第2259号につきましては復興特区法に基づく審議ということになります。

以上、議案第2253号について御説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大村議長 はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、委員の皆様

から御意見・御質問等がございますか。  
よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○大村議長 特にございませんでしたならば、第 2253 号について原案どおり承認することに御異議  
ございませんね。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○大村議長 ありがとうございます。御異議ないものと認め、本案については原案どおり承認する  
ことに決定いたします。

#### 議案第 2254 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○大村議長 続いて、議案第 2254 号について事務局から概要を説明願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） 次に、議案第 2254 号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」  
を御説明申し上げます。

議案書 8 ページをお開き願います。「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図  
るため、既に市街地を形成しております区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図  
るべき区域である、いわゆる「市街化区域」と、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」  
を定めるものでございます。都市計画区域を 2 つに区分することから「区域区分」と呼んでおります。

今回の議案は、1 に記載のとおり、「市街化調整区域」から「市街化区域」に変更するものでありま  
す。仙塩広域都市計画の区域区分につきましては、都市計画法第 6 条の 2 の規定により定められまし  
た「仙塩広域都市計画区域の整備開発及び保全の方針」に区域区分の方針が定められており、変更が  
必要な場合はこれに基づいて変更しているものでございます。

ここで、2 の「人口フレーム」とは、この方針が示します都市の将来像の基礎となる目標値でござ  
います。現在の方針は、平成 22 年 5 月に見直したものでございまして、表記載のとおり、目標年であ  
る平成 32 年の都市計画区域内人口を 138 万 2 千人、市街化区域内人口を 131 万 1 千人と定めてござ  
います。「配分する人口」とは、住宅地の配置方針に基づきまして市街化区域に配分される人口でござ  
います。「保留する人口」とは、方針の見直し時点で土地区画整理事業等の面的整備事業の見通しが具  
体化していなかったために、市街化区域への編入を保留した地区に配分する予定の人口でございまし  
て、表のカッコ内の数字のとおり、今回の変更前で 7 千人分が保留されてございます。「保留する人  
口」には 2 種類ございまして、「特定保留」とは、面的整備事業を行います地区の位置あるいは規模が  
確定し、関係機関との一定の調整が終了している地区に配分を予定している人口でございます。また、  
「一般保留」とは、おおむねの位置と目的のみを定めている地区に配分を予定している人口でござい

まして、いずれも市街化区域編入予定地区と位置付けられている地区に配分する人口となっております。

今回、この市街化区域編入予定地区のうち、仙台市荒井南地区及び荒井西地区について、組合施行によります土地区画整理事業の確実性が得られたことから、仙台市長から原案が提出され、市街化区域に編入するというものでございます。これらの2地区の居住予定人口が3千人、荒井南地区が950人、荒井西地区が2,050人を予定しておりますことから、保留する人口を3千人減じまして4千人として、配分する人口を3千人加えまして130万7千人にしております。

議案書の9ページをお開き願います。荒井南地区及び荒井西地区は、現在施工中の地下鉄東西線、(仮称)六丁の目駅及び(仮称)荒井駅の周辺に位置しております、仙台東部道路の仙台東インターチェンジに隣接しております。総括図の赤実線で囲われました地区の右側が荒井南地区、左側が荒井西地区となっております。参考資料の6ページ及び7ページの土地利用計画図もあわせてご覧いただきたいと思います。まず、荒井南地区でございますが、荒井駅から約1.2km圏内に位置し、地区北側・東側は荒井土地区画整理事業により市街化が進展し、市街地整備に期待が高まっている地区であります。土地区画整理事業により低層住宅を中心とした整備を予定しております。区域面積は17.8haとなっております。土地区画整理事業の準備組合も平成20年12月に設立されておまして、関係権利者の合意が得られたことから市街化区域に編入するものでございます。ちなみに、地権者37人おりますが100%同意ということになっております。荒井西地区は、地下鉄東西線六丁の目駅から約1.5km圏内に位置し、こちらも地区北側は荒井土地区画整理事業により市街化が進展しており、地下鉄利用者を主とする新たな宅地需要に応えるために早期の宅地整備が望まれております。同じく土地区画整理事業により低層住宅及び地域に必要な商業業務施設を立地する区画を整備することとしております。地区面積は50.6haとなっております。この地区も土地区画整理事業の準備組合も設立されまして、関係権利者の合意がおおむね形成されたことから市街化区域に編入するものでございます。土地区画整理事業の準備組合につきましては平成19年12月、同意率につきましては編入地域の地権者129人ございますけれども95%同意、事業区域地権者でいきますと122人で93%同意ということになってございます。また、荒井南地区、荒井西地区の両地区とも平成23年11月に策定されました仙台市震災復興計画におきまして、東日本大震災による津波で甚大な被害を受けました仙台市東部地域からの移転先として位置付けられておまして、1日も早い被災者の生活再建のために、早期の事業が望まれている地区となっております。

以上、議案第2254号につきまして御説明いたしました。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○大村議長 はい。ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明がございましたが、皆様から御意見・御質問等ございませんでしょうか。

○大村議長 特にございませんか。それではお諮りいたします。議案第2254号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○大村議長 御異議ないものと認め、本案につきましては原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 2255 号 仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定について

○大村議長 次からは、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する議案となります。まず、名取市の議案ですが、審議の前にお諮りしたいことがございます。

私は、名取市からの要請を受けて、学識経験者として「名取市新たな未来会議」の会長を務めまして、名取市の震災復興計画に関して提言のとりまとめを行いました。今回議案にあがっている復興整備計画にも提言の趣旨が反映されているものと思います。議案の内容に間接的にも関与した者が都市計画審議会の委員として参加することは、法令の上では明確に禁じられているわけではありませんが、審議の中立公正を担保する上では排除すべきことであろうと考えます。したがって、私は第 2255 号及び第 2256 号の名取市の復興整備計画に関する審議の間は退席して、審議への参加を回避させていただき、他の委員の皆様で審議を行っていただきたいと思っております。そのような取り扱いをしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○大村会長 ありがとうございます。御異議がないようですので、第 2255 号及び第 2256 号の議案の間、私は退席をさせていただきます。私が退席している間の議長の件でございますが、いかがいたしましょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 都市計画審議会条例第 4 条第 3 項に、会長の指名する委員に会長の職務を代理していただく旨の規定がありますので、会長から職務を代理する委員を御指名いただきたいと思っております。

○大村会長 それでは、会長から職務を代行する委員を指名させていただきたいと思っております。代行する委員として、佐藤政典委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

第 2255 号及び第 2256 号の審議につきましては、佐藤委員に議長を務めていただきたいと思います。

[大村会長が退席]

○佐藤職務代理者 それでは、御指名をいただきましたので、議案第 2255 号及び第 2256 号の審議の間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議案審議に入ります。第 2255 号と第 2256 号は、いずれも名取市の復興整備計画に関す

る議案でございますので、事務局には第 2255 号と第 2256 号の議案をまとめて説明していただき、審議につきましては一括して行うこととしたいと思います。議事の進め方についてこのように考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○佐藤職務代理者 それでは、第 2255 号と第 2256 号の議案内容の説明については、まとめて説明をしていただき、議事については一括して付議することとします。

それでは、名取市の復興整備計画に関する議案について審議いたします。議案番号は第 2255 号と第 2256 号の 2 件でございます。事務局から議案の概要を説明願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。議案第 2255 号と議案第 2256 号を一括で御説明申し上げます。最初に議案第 2255 号を説明いたします。議案書の 10 ページをお開き願います。議案第 2253 号で御承認いただいたとおり、以下の議案は復興特区法に基づく審議となっております。

1 枚めくっていただきまして、11 ページをご覧ください。名称は「閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業」で、区域の面積は 121.8ha となっております。都市計画決定事項ではございませんので、こちらに記載しておりませんが、施行者は名取市となっております。議案書の 12 ページをご覧ください。区域の範囲は図面の右側でございまして、赤枠で表示しているところとなっております。名取市の東端、いわゆる閑上地区の市街化区域の全域と、一部市街化調整区域を含んだ区域となっております。区域の西側に仙台東部道路の名取インターチェンジがございまして、北側は名取川となっております。閑上地区は閑上漁港を抱え、全国的にも有名なアカガイをはじめといたしまして仙台近郊の漁港の町となっております。当地区は、今回の津波で甚大な被害を受けておりまして、地区内の約 2 千戸のほとんどが全壊・半壊となったほか、小中学校や公民館が壊滅的被害を受けております。名取市では、昨年 10 月に「名取市震災復興計画」を策定し、この中で当地区につきましては、「津波被害を教訓に災害に強いまちを再構築することはもちろんのこと、地区全体で防災力を高め、安心して暮らせるまちを現地再建していきます。」としており、この方針に基づき、安全で災害に強い市街地整備を図ることとして、現在、原位置で被災市街地復興土地地区画整理事業を実施することとして、原案の提出があったものでございます。

議案書 11 ページにお戻りいただいて、あわせて参考資料の 8 ページをご覧ください。参考資料の方が土地利用計画図となっております。図面右側の港が閑上港、名取川が図面の左上から右方向に、貞山運河が図面の下から上へと流れております。議案 11 ページの宅地の整備でございまして、貞山運河西側においては住居・公益施設を配置いたしまして、地盤の嵩上げによる津波の被害低減を図るとともに、避難路を配置することで安全安心のまちを創出することとしております。また、貞山運河東側については、非住居といたしまして、産業・スポーツゾーンとして賑わいを創出することとしております。以上が議案第 2255 号に関する説明でございます。

次に、議案第 2256 号の説明を申し上げます。議案書 14 ページをご覧ください。先ほどの土地地区画整理事業に関連する道路の変更でございます。ゴシック体で強調している箇所が変更点でございまして、都市計画道路 3・5・187 号の名取駅閑上線は終点の位置の変更、延長の変更、幅員の

部変更となつてございまして、3・5・192号仙台閑上線は起終点の位置の変更、延長の変更、幅員の変更とともに、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更にあわせ車線数を2車線と決定するものでございます。議案書の15ページをご覧ください。図面の右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表しており、黄色が廃止する区域となります。名取駅閑上線（県道閑上港線）は名取駅と閑上地区を結ぶ幹線道路となっております。同路線は閑上地区内では黄色の線のとおり、閑上の市街地を囲むように決定されておりましたが、今回、区画整理区域の南端を形成する幹線道路といたしまして、地区南側に変更するもので、その分延長が7,160mから6,510mと短くなってございます。仙台閑上線（県道塩釜亘理線）は仙台平野の南北幹線道路となっております。これまで、閑上の市街化区域内のみを都市計画決定しておりましたが、今回、土地区画整理事業により、安全で災害に強い市街地整備をするのにあわせまして、避難路となる市道小塚原中央線まで延長を延ばしてございます。参考資料の9ページをお開き願います。こちらは、変更の計画図となっております。幅員を、両路線とも緊急時には自転車通行帯を車道として使用することとし、名取駅閑上線は右上の横断図のとおり、この区間の既決定幅員12mを21mに変更、また仙台閑上線は左下の横断図のとおり、既決定幅員12mを土地区画整理地域は21mに、それより以西は18mに変更いたします。また、両路線の変更前の交差点が参考資料の9ページの図面で、閑上大橋の南側の赤の「終点 閑上1丁目」とある旗上げの下の青い丸で囲っているところとなりますが、名取市道もこの交差点に入ってきており、五叉路の交差点となっていたところとございました。報道等でもご承知でしょうけれども、今回の震災時にここが大渋滞となりまして、多くの住民が車ごと津波に飲み込まれるという惨事が起きております。今回の道路の変更によりまして、この五叉路の解消をすることとしております。参考資料の10ページから13ページは交差点の計画図となっておりますので、参考資料9ページの図面に記載のある交差点1/4から4/4の詳細となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で議案第2255号と議案第2256号の計画案に関する説明を終わりますが、両議案につきましては、意見書の提出がされてございます。お手元に配布しております議案書別冊をご覧ください。まず1ページをお開きください。最初に、議案第2255号に係る意見書要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明申し上げます。議案第2255号には、大きく分けまして6つの意見を、延べ10人の方からいただいているところでございます。

番号の1は名取市愛島にお住まいの方で被災前は名取市閑上字新鶴塚に居住の方、ほか2名からの御意見でございます。「市街地は名取インターをはさみ東西に設置し、なおかつ、県道塩釜亘理線より西側にすべき。また、東部道路より西側への移転を再度検討できないか。」との意見でございます。議案書の12ページをご覧ください。こちらの図面で位置関係を再度ご確認いただきたいと思っております。赤い枠の今回の土地区画整理事業区域の西側に仙台東部道路名取インターがございます。県道塩釜亘理線は閑上大橋から区域内を通り南側へ延びる道路でございます。意見書の趣旨は、本計画よりもっと西側、内陸側で市街地を形成すべきではないかとの意見でございます。理由は、県道塩釜亘理線以东では建物の大部分が流失したこと、また、安心して暮らせる場所に住みたいことなどとしてございます。これに対します都市計画決定権者の見解といたしましては、名取市では、海岸堤防を一次防御ライン、貞山運河の堤防などを二次防御ラインに設定いたしま

して、いわゆる多重防御ラインと避難路の確保によって津波対策を行うこととしており、これらに加えましてさらに嵩上げ盛土をすることで安全性を確保することとしております。県といたしましては、このような安全対策を図った上で当地区に土地区画整理事業を都市計画決定することは適切であると考えております。なお、今後、名取市が土地区画整理事業の事業計画を策定していく中で、避難路や避難場所なども含めて総合的に安全確保の検討をすべきであるとも考えております。

番号2は、仙台市宮城野区小田原にお住まいの方で、被災前は名取市閑上6丁目に居住の方からの御意見でございます。津波による居住地への浸水と避難を前提とした原位置再建には強く反対するとの意見でございます。これに関しましては、基本的には1の回答と同様でございますが、安全対策を行った上で当地に土地区画整理事業の区域を設定することは適切だろうと考えてございます。この意見にはいくつか理由が記載されておりましたので、その理由ごとに見解を述べさせていただきます。

まず、「盛土により造成された土地は地震そのものに弱いということが明らかになっており、安全を確保するものとは考えられない。」ということに関しては、当地区で計画されているおおむね3mの嵩上げ高は多くの宅地造成工事で前例がございまして特段の問題はないと考えてございます。また、今後、市では詳細な地盤調査を行い、工法の検討を行うこととしていることから、安全の確保は図られると考えてございます。

次に2ページをお開きください。次の理由でございます。「再度津波で浸水した場合の復興費用を現段階から用意できなければ、浸水を前提としたまちづくりは無責任である。」という意見でございます。これに関しましては、まず、今回の安全対策によりまして、被害程度は一定程度軽減されるものと考えております。なおかつ、この地区の居住予定者に対しましては、数百年に一度程度の大津波により生じ得る被災リスクの周知徹底が図られるべきというふうに考えてございます。

次に「住環境が変わるといことはそのまま命に関わる問題であり、浸水を想定したまちづくりでは、震災関連死を防ぐことはできない。また、高齢者等自力で逃げられない人のことを考慮すると、まちを浸水域から外すのが最善策である。」という意見でございます。これらに関しましては、まず住民から現地再建を要望する声がある中で、数百年に一度程度の大津波に対し「浸水しないまち」をつくることは困難であると考えてございます。避難そのものが困難な方への対応といたしましては、都市計画だけでは困難で、名取市の復興まちづくりにおいてソフト面からの対策を交えて検討すべき課題であると考えてございます。

次に、「多くの住民が現地再建される閑上に戻りたくないと言っている。」というものでございます。これに関しては、名取市では「閑上復興100人会議」等で住民と対話を重ねて、名取市復興計画を策定したと聞いております。今後も土地区画整理事業の事業計画を策定していく中で、様々な住民の意見を踏まえて、協力と理解を得ながら検討を進めるべきと考えてございます。

最後に、「小塚原、大曲、高柳、牛野地区を含む閑上小・中学校の学区全体で復興計画を立てることによって、閑上地区だけでなく、より西側の地域も一緒にまちづくりをしていくことができる。」という理由でございます。再度、議案書12ページをご覧ください。ここで、小塚原、牛野地区といたしますのは、今回の土地区画整理事業区域の南にございます「りんくうタウン」との間の

地区でございます。高柳，大曲地区とは，仙台東部道路より西側の地区となっております。これらに対しましては，閑上地区の被災状況あるいは将来の土地利用構想に基づいて，今回の土地地区画整理事業の区域，規模は適切と考えておりました。閑上地区以外のまちづくりについては，名取市の復興まちづくりにおいて検討されるべき事項であると考えてございます。以上が番号2に対する都市計画決定権者の見解でございます。

次に3ページをご覧ください。番号3は名取市閑上新鶴塚の住民の方からの御意見でございます。「小学校・中学校の建物自体を壊さずに再利用していただきたい。」という意見でございます。理由といたしましては，閑上の思い出の1つとして再利用していく考えもあっていいということでございます。これに関しましては，今回の都市計画決定事項に直接関係するものではございませんけれども，今後名取市が土地地区画整理事業の事業計画を策定していく中で，様々な住民の意見を踏まえて検討すべき事項であると考えてございます。なお，名取市では，閑上小学校・中学校は新たに地区の西側に建設すると聞いてございます。

次に番号4は，名取市植松にお住まいの方で，被災前は名取市閑上6丁目に居住されていた方の御意見でございます。「閑上地区と東部道路より西側の地区の2つの居住区の設定が必要。また，閑上に戻りたい人と戻りたくない人の2つの考え方を選択できるようにしてほしい。」との意見でございます。これに対する理由といたしましては，非常に多くの人に移転を希望しているからとのことでございます。これらの意見は，名取市の震災復興に関する意見でございます。今後名取市の復興まちづくりを検討していく中で参考となる事項も含まれていると考えられますので，市にその旨を申し伝えることといたします。

次に番号5は名取市大手町の住民の方でございまして，被災前は名取市閑上6丁目に居住された方の御意見でございます。「じっくり住民の意見を聴いてほしい。若者の職場を作ってほしい。」などの意見でございます。理由といたしまして，行政の押しつけはやめてほしい，少数意見も尊重されるべきであるとのことでございます。これらの意見も名取市の震災復興に関する意見でございますので，市にその旨を申し伝えることとしたいと思っております。

4ページをご覧ください。番号6は名取市大曲字藤木の住民の方の御意見でございます。「安全な市街地の形成を図り，早期の復興を目指すための土地地区画整理事業は，現況ではやむを得ないと考える。」また，名取市に提言をしたいということで，参考に記載しましたけれども，(1)の名取市の考え方を明確に丁寧に住民に伝えられるスポークスマンを決めるなどの5つの提言がございました。これは，今回の都市計画決定に対して一定の理解を示していただいた御意見を考慮しておきまして，名取市には提言の内容について申し伝えることといたします。以上が議案第2255号「仙塩広域都市計画土地地区画整理事業の決定」に関する意見書となっております。

次に，議案第2256号「仙塩広域都市計画道路の変更」に関する意見書の要旨と都市計画決定権者の意見を御説明いたします。議案第2256号には，大きく分けまして3つの意見を延べ9人の方からいただいております。議案書別冊の5ページをご覧ください。こちらは都市計画道路3・5・192号仙台閑上線に関する御意見となっております。

名取市閑上新鶴塚の住民の方ほか6名の意見でございます。「仙台閑上線について，名取市震災復興基本計画の図面のとおり，閑上大橋からまっすぐ南側へ延びる法線へ変更をお願いする。」との意見でございます。1枚めくっていただいて，議案書別冊の7ページをご覧ください。こちら

がこの方が述べている名取市復興計画基本計画の図面となっております。この図面では、仙台関上線は関上大橋から紫色のラインでまっすぐに南側へ延びております。これに対しまして今回の変更案は現道を拡幅するものでございまして、仙台関上線と赤の四角囲いで書いてありますとおり、内陸側に曲がった線形となっております。このまっすぐな方の線形にすべきとの意見でございます。議案書別冊5ページにお戻りいただきたいと思っております。これに関しまして都市計画決定権者の見解といたしましては、仙台関上線は仙台平野を南北に縦断する幹線道路でありまして、関上の新しい市街地においても主要な路線となっております。本計画では現道を活かした法線として、緊急時においては車道2車線以上を確保するとともに、平常時においては歩行者・自転車等の通行の安全性確保の観点から幅員を18mから21mに拡幅するものであります。関上地区及び小塚原地区の円滑で迅速な復興のため最適な計画と判断してございます。この意見に関しましては、大きく4つの理由が述べられておりますので、それぞれについて見解を整理させていただいております。

まず、仙台関上線を意見のとおりにすることによって「ラインの内側になるということで、安心して現地再建が進められる。」ということに関しましては、確かに名取市の震災復興計画を策定する段階では、この仙台関上線を津波防御ラインとすることも検討していたと聞いておりますが、最終的な震災復興計画では、津波防御ラインを海岸堤防と貞山運河の堤防等としておりまして、仙台関上線はいわゆる津波防御ラインとはなっておりません。

次に、「拡大発展を目指す関上地区の重要な幹線道路が脆弱で歪曲している現在地では、これからの道路事情に対応できない。経費の無駄使いである。」ということに関してですが、意見者の求める道路計画では新たに農地や既存住宅の用地買収が必要になっておりまして、経済性、復興の迅速性の観点から本計画の方が優位であると考えてございます。

次に「もともと交通量が多い」ということに関しては、今回の変更は歩行者・自転車の通行空間の拡幅でございまして、交通量の増大を招くものではないと考えてございます。

最後の「騒音の問題が浮上する。あるいは大型車での搬入等に大きな問題が生じる。」ということに関しましては、騒音や搬入の問題は今回の都市計画決定事項ではございませんけれども、騒音や搬入路は今後道路事業が土地区画整理事業の事業計画を策定していく中で十分検討されるべきと考えてございます。

次に議案書別冊6ページをご覧ください。番号2と番号3は都市計画道路3・5・187号名取関上線に関する意見でございます。番号2は名取市愛島在住の方で、被災前は名取市関上字新鶴塚に居住されていた方の御意見でございます。「県道関上港線つまり都市計画道路名取駅関上線の計画法線を変更願う。」ということでございます。その理由といたしましては、関上港線の計画が自分の土地建物に進入する計画となっておりますというものでございます。これに関しましては、本計画は土地区画整理事業のまちづくりと整合を図りつつ、震災時に避難の支障となった県道塩釜互理線及び名取市道のいわゆる五叉路交差点の解消を行うものでございまして、関上地区の円滑で迅速な復興のために最適な計画であると判断してございます。また、土地区画整理事業で実施いたします、いわゆる換地によって現地再建が可能となることもあるかと思っておりますので、事業者である名取市にはこちらの方のご要望も十分お聞きいただきたいと考えてございます。

番号3は名取市関上字新鶴塚の住民の方の御意見で、「県道関上港線を廃線とせず現行のままで

願います。」という意見でございます。これに関しましては、番号2の見解と同様でございます。今回の計画は土地区画整理事業の事業計画にあわせまして、閑上地区の安全で円滑な道路ネットワークの形成を図るものと考えております。なお、土地区画整理事業地内の区画道路の配置につきましては、今後事業計画を策定していく中で検討されるものと考えてございます。

以上で議案第 2255 号と議案第 2256 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○佐藤職務代理者 ただいま事務局から議案及び意見書の要旨、都市計画決定権者の見解について説明がありましたが、委員の皆様から御意見・御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、こちらから指名させていただいてご議論いただきたいと思います。それでは、安藤委員いかがでしょうか。

○安藤委員 今回、議案書別冊で意見をいただいている方々というのは、一般的な住民、こちらのエリアにお住まいだった方々からの率直な御意見ととらえてよろしいのでしょうか。

○佐藤職務代理者 事務局いかがでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。確かに、意見書を出された方々は、もともとこの閑上地区にお住まいだった方々ということで、その方々からの忌憚のない御意見だと理解してございます。

○安藤委員 要するに居住地区でおられた方々が、新たな居住地区ということではなくて、今回の都市計画で示されたような安全な公園であったりスポーツ施設であったり、そういったところに転換されるといったことも含めて、そちらを示された上での御意見と考えてよろしかったですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。そのように考えてございます。

○安藤委員 その上で、もとの土地に戻りたいと考えておられる方、戻るのが怖いと考えておられる方、いろんな意見があったと思うんですけど、今回それに対する返答に関しましては理由付けの方で説明いただいたので、よくわかりました。

○佐藤職務代理者 ありがとうございます。それではもう 1 方にお尋ねしたいと思いますけれども、萱場委員いかがですか。

○萱場委員 私も安藤委員と同じ意見でございまして、皆様の細やかな気持ちがここに書かれたとおりだと思います。よく理解できました。

○佐藤職務代理者 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。はい、内海委員。

○内海委員 私は地方分権，地方主権ということは理解しておりますが，名取市がこういう計画を作ったということについては尊重していききたいという基本的な考え方はあります。ただ，その中で，今回くらいの地震や津波があった場合には，まずは命を守るということが基本であろうと思っているんですが，この計画で本当に命が守れるのかということが知りたいというのが率直なところなんです。地球が生きている限り自然災害は防ぎきれないということなので，基本的に命が助かるためには，用地さえあれば高台移転をずっと主張してきて，気仙沼でもそういう立場でやっているんですけども，ただ，住民の選択権とか居住権というものもある程度保障されなければならない。その際は最低の条件として，どんな場合でも命が助かるという方策が担保されなければならないのであろうかと思っております。今回の地震から津波までの時間は比較的長かったので，助かった人もおります。しかし，かつて宮城県沖地震の場合は，場合によると5分とか10分，震源域に近いところはそういう津波が押し寄せるということもあったわけです。そういう点についてはどのように担保するのか，つまり，この閑上地区に，国で示した5分以内に逃げられるところをどのように確保していくのか，道路の渋滞の問題もあって，今日の都市計画道路の変更にもありましたが，それらは十分に機能を果たし得るのか，どのくらいの車両が通行できて，どのくらいの時間で高台まで逃げられるのか。それから，反対賛成があったようですけども，現在どのくらい割合の人がこの計画したところに住みたいと言っておられるのか伺いたいと思います。

○佐藤職務代理者 事務局お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず1点目のこの計画で今次津波で完全に人命が守れるのかということですが，基本的には，今次津波のようないわゆるレベル2の津波がきた場合においては，まず逃げることを基本として考えております。これは国の中央防災会議でも議論になっているとおり，やはりレベル2で津波を完全に止めるというのは極めて難しいと考えておりました，まずは逃げるのが基本と考えてございます。特に，仙台湾の南部低平地においては，いわゆる高台移転となるような適地もございません。そういたしますと，原位置で何とか折り合いをつけながら住んでいくというのがどうしても基本になると考えてございます。今回，仙台湾の南部低平地においては，まずは一線堤の海岸堤というところで，これはレベル1の数十年に一度の波は完全に止めるという思想で守ります。それから，これを超えるような津波がきた場合においては，いわゆる多重防御の考え方で，道路でありますとか鉄道，こういったものを適宜配置して，完全には止められませんが，できる限り，また元に戻って原位置再建ができる程度に津波を軽減する。具体的には，今回の津波を現地でいろいろ調査いたしました，水深が2m程度あるいは流速が3m程度あると確かに水は浸かりますけれども，いわゆる甚大な資産の流失が防げるといった現地での調査結果もございます。県といたしましては，そういったある程度の水深はやむを得ないけれども，また元に戻って生活ができる，こういったことを基本に，まずは逃げる，そして元に戻って再建ができる，こういったことを，特に仙台湾の南部低平地では高台がないものですから，各市町も考えながら進んでいるということでございます。

逃げるところについては，例えばこの地区についても今回の都市計画決定にありますとおり，前回の震災では閑上線の五叉路で相当程度の方が亡くなりました。こういったものを解消して，

なるべく内陸側に逃げるということを基本とし、また、今日の新聞にもありましたけれども、この地区内にも高い建物、堅い建物、そういった避難場所を適宜配置して、お年寄りの方も含めて、命だけは完全に守っていくということを基本に考えているということでございます。

3点目でございます。確かに、今回いろんな御意見を賜りました。基本的には、ここに住みたくない、別なところに行きたいという意見が多かったと思います。市では、アンケート調査をしております。これは、完全にこの地域の住民の御意見を代表しているかというのは、なかなか判断しかねますけれども、この場所ではいやだという方は地区全体の17%おります。わからないという御意見もいただいております。これはおそらく、ここでの事業の具体的な内容といえますか、どういった生活再建ができるのかと、区画整理事業はいわゆる基盤整備事業でございますので、それにあわせて生活再建というのがやはり大きく関わると思います。そういった大きな、いろいろな複雑な要素があって、わからないと答えた方も確かに23%おりました。一方、この地区に住みたい、ぜひこの地区で再建したいという方は40%ございました。この数字を全体の多数決で進めて表すということはないんですけれども、半分近くはこちらに住みたいという方がいらっちゃって、17%の方はとても怖いという方、住みたくないという方、あるいは23%の方はわからない、といったアンケートの結果でございます。以上でございます。

○内海委員 わかりました。数値的なことを聞くんですが、ここには2千人くらい住んでいたということでしたね。この区画整理事業によって、この街にだいたいどのくらいの人口がはりつつかのか。それから、ここの地区で亡くなった方がどのくらいいるのか。行方不明の方も含めて。それから、津波の高さがどのくらいだったのか。

○佐藤職務代理者 はい。事務局お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず、ここの計画人口の考え方でございますけれども、当時住まわれていた方々を全部収容できる人口ということで、5,500人、2千戸の人口フレームとして考えてございます。それから、こちらでお亡くなりになった方々につきましては、閑上地区の地区別集計はございませんが、名取市内でお亡くなりになった方が939人、行方不明者は55人でございます。ちなみに、住民基本台帳での数字でございますが、これがお亡くなりになった方々、行方不明の方々を正確に表しているかどうかはちょっとつかめませんが、平成23年2月の閑上地区の人口は約7,100人でございます。一方、平成24年2月では3,451人ということで、行方不明の方のカウントはちょっとわかりませんが、お亡くなりの方も含めてこういった数字になっているということでございます。

それから、津波の高さについては、当時5m程度の津波がこの地区を襲ったというふうに言われております。

○佐藤職務代理者 はい。ありがとうございました。内海委員いかがですか。

○内海委員 はい。だいたい説明はわかりました。最初から申し上げたように、L1に対応すると、

L2は逃げるが勝ちということですので、住みたくないという方もいるし、元の土地に戻りたいという意見もあるということから、意見が分かれるわけですが、まず命が助かるという計画を区画整理事業の中でしっかり作っていくということが大事であり、もちろん決定事項の内容というわけではありませんが、そういうところを心配している地域住民の方々がいらっしゃるということははっきりしているのです、そこはぜひお願いしたいと思います。

それから、これは質問になりますが、具体的に居住できる時期はいつ頃を予定しているのでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） これからのスケジュール的には、今回計画決定をいたしまして、具体的な事業計画の策定という段になります。これから事業認可をとりまして、平成25年度からの工事開始を予定しておりますので、それから住めるようになるまでには2～3年かかるのではないかと考えております。

○佐藤職務代理者 はい。よろしいでしょうか。

○内海委員 今まで申し上げましたけれども、今後計画を進めるにあたっては、地域住民、今まで住んでいた人ですが、その意見を十分に尊重しながらこの事業を推進してもらいたいというふうに、私は要望して終わります。

○佐藤職務代理者 はい。それでは、ただいま内海委員の方からも要望事項が出ておりますので、都市計画決定事項に直接関係のない内容ではあるかも知れませんが、復興まちづくりの検討にあたって十分考慮されるべき事項という性質のものであると思われるので、それを促す意味で審議会として附帯意見を附すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤職務代理者 よろしいでしょうか。それでは、附帯意見の内容についてどのようにいたしますでしょうか。

○佐藤（正）委員 今説明にもあったように、これから小学校、中学校等も計画をされている。当然、高い建物になるんでしょうから、そういうところに逃げ込めるとのこと。もう1つは、今まで説明があったのは、避難施設等もしっかり考えていっている計画であるという説明を我々は受けたわけですね。であるとすれば、私はそこまでなくとも計画の中でしっかりこのことは入っているんだろうなと思いますし、私はこの名取の計画というのは、これだけ大きな具体的な計画として出てきたのは、この復興の中で特筆した早い計画だと思うんですよ。こういうことが推し進められていくことによって、みんなスピード感のある復興を願っているんですよ。それともう1つ、地域住民の一体感。このことを願っている。そしてもう1つあるとすれば、現在の市民、現在の住民、それプラス未来の住民、これに対しての責任があるのかなと思うんですけれども、私は今の説明を聞く限りにおいては、やはり我々人間は万能ではないですから、危険がないということはないんですよ。どんな生活をしていても。そういった危険があった時に逃げられるとい

うことがきちんと確保されていけば、私はいいのではないかと考えているんです。

○佐藤職務代理者 あえて私がお話ししたのは、別に都市計画上問題があるということではなくて、今後事業を進めるにあたって地域住民の意見をよく聴いて進めていただきたいというような附帯意見を付ければよろしいかなと思って発言させていただきました。

○佐藤（正）委員 議長に賛同します。

○佐藤職務代理者 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そういたしますと、事務局の方で附帯意見の文案をまとめていただき、その内容を皆様方にあらためて御確認いただきたいと思えます。事務局の方でどのくらいでまとまりますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。ただいまの御意見を承りましたので、10分程度時間をいただいて、10分後再開ということで、それまでに附帯意見の案文を作らせていただきたいと思えます。

○佐藤職務代理者 それでは、10分ほどここで休憩をとりたいと思えます。それでは、14時55分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

[休憩]

14時55分再開

○佐藤職務代理者 それでは会議を再開いたします。とりまとめたいただきました附帯意見の文案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。お手元にお示しした紙が今回の文案でございます。読み上げます。「当審議会において別紙のとおり諮問のありましたこのことについては、原案のとおり異議ありません。なお、第2255号及び第2256号の議案について、当審議会として下記の意見を附しますので、適切に対応願います。」記として、「県は名取市が土地区画整理事業やこれに関連する道路事業を進めていく中で、地域住民の様々な意見を聴取し、その理解が得られるよう働きかけること。」以上でございます。

○佐藤職務代理者 はい。ただいま説明のありました附帯意見の文案について、委員の皆様から御意見・御質問をお願いいたします。

○菊地委員 この前の段階で本当は発言すればよかったんですけども、申し訳ございませんが、あえて審議会議長さんの方から今回提案された都市計画の内容はここにあるとおり問題はないし、

内海委員からも御意見があったとお配慮されるものだということで、「地域の皆さんの様々な意見を聴取し、またその理解が得られるように働きかける」ということは、あえてここで謳わなくても前提として当然のことだと思えますけれども、これをここで私どもの審議会として附帯意見として出さなければならないものなのかという疑問があるということと、今後こういう特例ができて、今から各地で、沿岸部でこういった状況がありますよね。これが前提となって、その度にこういう附帯意見を付けなければならないのかどうか。これを読みますと、前提として様々な意見を聴取しないと理解が得られないようなニュアンスにとられてもうまくはないのではないかと思います。その点の皆さんのご判断というか、考え方を確認していただきたいと思えます。

○佐藤職務代理者 ただいま菊地委員の方から御発言がありました。委員の皆様の御意見を願うことができると思えます。それでは、あらためてお伺いしますけれども、附帯意見を付けることに御賛同いただけるのでしょうか。いらないということであれば取り消すことにしたいと思えます。いかがでしょうか。

○長谷川委員 私もいまの菊地委員の意見を同じでございまして、前提として、この前の段階で、住民の意見、皆様の意見、様々な意見というのは聴取しているということですので、今後ほかの地域のこういった案件も都市計画審議会にあがってくると思えますので、その度ごとにこういった附帯意見を付けるといったことになると、なかなか大変な状況であると思えますので、あえて今回は附帯意見を附する必要はないのではないかと考えます。

○佐藤職務代理者 それでは附帯意見についてお諮りいたします。附帯意見を付けないということで、御異議ございますか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

○佐藤職務代理者 はい。それでは附帯意見につきましては、付けないということで決定させていただきます。ほかに御意見ございますか。なければ、お諮りいたします。議案第 2255 号と議案第 2256 号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

○佐藤職務代理者 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。以上で、名取市の復興整備計画に関する議案、議案第 2255 号と第 2256 号の審議は終了いたしました。議長席を退かせていただきます。事務局は、大村会長に議場にお戻りいただくよう手配してください。

[大村会長が議場に復帰]

○大村会長 それでは、議案審議に入りたいと思います。

第 2257 号から第 2259 号までの議案は、いずれも女川町の復興整備計画に関するものですので、事務局には、第 2257 号から第 2259 号までの議案をまとめて説明していただき、審議につきましては一括して行うこととしたいと思います。

議事の進め方についてこのように考えておりますが、いかがでございましょうか。委員の皆様、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○大村会長 それでは、第 2257 号から第 2259 号の議案内容の説明については、まとめて説明していただき、議事については一括して審議することといたします。女川町の復興整備計画に関する議案について審議いたします。議案番号は、第 2257 号から第 2259 号までの 3 件でございます。事務局から議案の概要を説明願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2257 号から議案第 2259 号の 3 件につきまして、一括で御説明申し上げます。

最初に、議案書の 17 ページをお開き願います。議案第 2257 号石巻広域都市計画土地地区画整理事業の決定でございまして、名称は女川町被災市街地復興土地地区画整理事業でございます。区域の面積は 226.4ha となっております。都市計画決定事項ではございませんので記載はしてございませんけれども、事業者は女川町となっております。

1 枚めくっていただきまして、議案書 18 ページをご覧ください。土地地区画整理事業の区域の範囲は、図面で赤枠で表示しているところとなっております。女川町の中心部と一部市街化調整区域を含んだ区域となっております。女川町中心部は J R 石巻線女川駅を中心に商業地が集積し、沿岸部に水産工場などの産業エリアが集積しております。その周辺部に住宅地が広がっております。今回の津波で甚大な被害を受けており、地区内の約 1,700 戸のほとんどが全壊の状態となったほか、役場庁舎や J R 石巻線女川駅舎が壊滅的被害を受けたところであります。女川町では、昨年 9 月に「女川町復興計画」を策定いたしまして、その中で、町中心部において、居住、産業、医療、福祉、教育の拠点となる町中心部として位置付け、中枢機能となる町役場等を安全な地域へ配置するとともに、高台及び嵩上げ後の内陸部での宅地整備を図るとしております。この方針に基づき、女川町被災市街地復興土地地区画整理事業の原案の提出があったものでございます。

議案書 17 ページにお戻りいただき、あわせて参考資料の 14 ページをご覧ください。参考資料の図面でございますが、これが土地利用計画図となっております。議案書 17 ページの宅地の整備でございますけれども、宮ヶ崎地区や小乗浜地区等の津波被害のなかった高台や、清水町地区や石浜地区等の安全性を確保した盛土造成地に住宅を配置いたしまして、低地部に漁港を中心とした工業エリアを集約し、職住分離を図りまして、安全安心なまちづくりを推進することとしております。また、J R 女川駅周辺に商業エリアを配置し、にぎわいを創出することとしております。これら住居・産業エリアを公共・公益施設の集約部と国道 398 号等の幹線道路により連結することにより、コンパクトな市街地形成を図ることとしております。

次に、議案書 20 ページをご覧ください。議案第 2258 号、石巻広域都市計画道路の変更でございます。次の 21 ページをご覧ください。都市計画道路 2・2・1 号浦宿鷲神線、2・3・1 号鷲神小乗線、2・3・2 号鷲神石浜線、1・小・1 号大通女川線、1・小・3 号女川駅魚市場線を廃止するものでございます。女川町中心部では、ただいま御説明申し上げたとおり、地区の大部分が壊滅的な被害を受けておりまして、土地区画整理事業により新たに安全で災害に強い市街地整備を実現することとしておりまして、都市計画道路につきましても、今後の女川町のまちづくりの目標や土地利用方針に基づき変更することとしております。そこで、今回は、新たな道路計画との整合のとれない既存の都市計画道路を廃止するものでございます。なお、今後、土地区画整理事業の事業計画を策定していく中で、住民の意見も踏まえ、新たな都市計画道路網の都市計画決定を行うこととなります。

次に、議案書 23 ページをご覧ください。議案第 2259 号、石巻広域都市計画公園の変更でございます。女川運動公園は安全な高台に位置しておりまして、早期に安全な居住地を整備するため、当該施設の一部を縮小し、住居地とするものでございます。議案書 24 ページをご覧くださいと思います。陸上競技場部分の 2.7ha を縮小するものでございまして、女川町では当該位置に災害公営住宅を建築することとしております。なお、代替の公園につきましても、土地区画整理事業で新たな公園用地を整備することとしております。

以上、議案第 2257 号から議案第 2259 号までに説明をいたしました。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大村会長 はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に、皆さんから御意見・御質問ございませんか。

かなり広範囲なエリアの都市計画であって、意見書が出てないというのはなかなかすごいなという感じがするんですけども、何かございますか。

○佐藤（政）委員 いま会長さんがおっしゃったとおり、かなり広いエリアの区画整理事業ということでございますが、これだけ大規模な面積になりますと、復興関連の事業の中でもいろんな組み合わせが考えられるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 説明でも申し上げましたとおり、災害公営住宅あるいは拠点整備の事業、いろいろなものを組み合わせまして事業展開することとしております。また、事業が極めて広範囲に及ぶものですから、その全域を一気に区画整理する場合と、工区分けをした中で機動的にやる場合と、これから町とともに考えていきたいというふうに思っております。

○大村会長 よろしゅうございますか。

総体的にはいいという形で動いているんだろうと思いますが、それでは意見が出尽くしたとすれば、お諮りしたいと思います。議案第 2257 号から第 2259 号までについて、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○大村会長 御異議ないものと認め、本案については原案どおり決定することといたします。

#### 4 その他

○大村会長 以上で本日予定していた審議案件というのはすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局の方から何かございますでしょうか。

それでは、私ごとですが、私の都市計画審議会の任期が今回切れるということでございまして、長い間皆様方にはいろいろとご協力をいただいて何とか無事に仕事を進めさせていただいたことにお礼を申し上げまして、私の最後の会長の仕事にしたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議をこれで終わりにしたいと思っております。どうもご協力ありがとうございました。

○司会（鈴木総括） 長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

ただいま大村会長から今回で退任されるというご挨拶がございましたが、もう1名、安藤ひろみ委員におかれましても、平成14年4月から10年間の長きにわたりまして委員をお務めいただきました。退任にあたりまして、安藤委員からも一言お願いいたします。

○安藤委員 衛生面ということで、どういったことをこの審議会で申し上げたらよいかかわからないまま、この数年が過ぎてしまいましたけれども、いま自分が暮らしているところ、自分の暮らしの外の世界を見せていただいた数年間だったと思っております。そしてこの震災を通じて、私たちが守るべきもの、先ほど内海委員もおっしゃったように、本当に命を大切に、特に医療者である私にとっては心に刻むべき言葉でしたし、有意義な数年間でした。本当にどうもありがとうございました。

○司会（鈴木総括） ありがとうございました。それではここで、皆様から大村委員と安藤委員に對しまして、感謝の気持ちを込めて、拍手をいただければと思います。

#### 5 閉 会

○司会（鈴木総括） ありがとうございました。以上をもちまして、第157回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、来年度の開催予定でございますが、本日の議案の説明の中でもございましたとおり、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する議案が多数見込まれますことから、6回程程度の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところとは存じておりますが、何卒ご理解を賜りたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 15 分閉会